

## 後見等開始の申立てをお考えの方へ

成年後見制度の手続においては、本人（認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方）の保護を図るという目的から、成年後見、保佐及び補助（以下「後見等」といいます。）開始の手続については、いったん申し立てた手続を途中で取り止める（これを「取下げ」といいます。）には、裁判官の許可が必要になりますので、**簡単に取下げをすることはできません。**

申立てをするにあたっては、以下の事柄をもう一度ご確認ください。

### 1 **いったん後見等が開始すると、本人が能力を回復されるか、亡くなるまで続きます。**

いったん後見等開始が決定されますと、本人が判断能力を回復されるか、亡くなるまで、後見等が続きます。保険金の受領や遺産分割など、申立ての当初の目的が達せられても、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」といいます。）としての役目は終わりません。

後見人等は、自分の都合で、途中で辞めることはできません。辞任という制度はありますが、辞任をするためには、家庭裁判所に申立てをして許可を得ることが必要になります。辞任は、家庭裁判所が正当な事由であると認める理由（高齢、病気、遠方に転居等）がないと許可されません。

### 2 **後見等が開始すると、本人の財産は、本人のことにしか使えなくなります。**

後見人等は、本人を保護し、その利益を守る人ですので、本人の不利益になるような行為をしてはいけません。例えば、以下のような事柄は原則としてできません。

- (1) 本人の財産を贈与すること
- (2) 本人の財産を寄付すること
- (3) 本人の財産を使って後見人等や他の方の借金を返済すること
- (4) 本人の財産を使って投機的な運用をすること  
(例えば、元本が保証されない金融商品等で運用すること)
- (5) 本人の財産を扶養親族とは認められない方の生活費に使うこと
- (6) 本人に不利益な遺産分割をすること
- (7) 本人に退院の見込みがないにもかかわらず、本人の引取りを理由とした後見人等の自宅の改築費用を、本人の財産から負担すること

### 3 **候補者が後見人等に選ばれるとは限りません。弁護士・司法書士・社会福祉士（以下「第三者専門職」といいます。）が後見人等に選ばれたり、候補者が選ばれても後見等監督人が選任されたり、後見制度支援信託又は後見制度支援預金を活用することがあります。**

裁判所は、申立人の意見以外に、本人や他の親族の意見、予定される後見等事務の内容、本人や候補者の資産状況、これまでの本人との生活関係などを総合的に判断し

裏面につづく



て、後見人等を決定します。したがって、候補者が後見人等に選任されるとは限らず、候補者以外の親族の方を選任することもあります。

また、本人に高額の財産があったり、親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合には、第三者専門職を後見人等に選任することもあります。その費用（後見人等への報酬）は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定し、本人の財産から支払われることとなります。

候補者を後見人等に選任する場合でも、後見等事務の内容を専門的に監督する必要があると裁判官が判断した場合、第三者専門職を後見等監督人に選任することがあります。この後見等監督人の費用（報酬）も家庭裁判所が公正な立場から金額を決定し、本人の財産から支払われることとなります。

なお、後見制度支援信託及び後見制度支援預金の概要については、窓口においてリーフレットをお渡しするなどしています。また、これらの利用を裁判所が必要と判断したときには、改めて申立人に詳細を説明します。

#### **4 後見人等は、家庭裁判所の監督を受けることとなります。**

家庭裁判所は、後見人等が本人のために適正に職務を行っているかどうか監督する責任があり、後見人等は家庭裁判所の監督に応じる義務があります。家庭裁判所に報告するために日頃から金銭出納帳を付けたり、領収書類を整理しておく必要があります。後見人等が不正な行為を行った場合には、後見人等を解任されるだけでなく、損害賠償責任を問われたり、刑事責任を問われることもあります。

#### **5 書類がそろっていないかったり、申立人が来庁されなかったりすると、受理面接の日に事情をお聞きできないことがあります。**

受理面接の予約をされるには、必ず必要書類がそろってから予約の電話を入れてください。受理面接の際に書類、資料が不足していると、後日改めて受理面接の予約をとっていただいた上で、受理面接にお越しいただくことになる場合があります。

また、受理面接の日に事情等をお聞きするためには、申立人に裁判所に来ていただく必要があります。

#### **6 申立書等の書類や資料は、本人や親族に見せたり、コピーされることを前提として作成してください。また、提出された書類や資料はお返しできません。**

後見等の審判事件の記録は、閲覧や謄写の請求があった場合、特別の事情がある場合を除き、裁判官が許可すれば、本人や親族に見せたりコピーをすることを認めることとなります。

大阪家庭裁判所 後見センター  
大阪家庭裁判所堺支部 後見センター  
大阪家庭裁判所岸和田支部